

表5-1 パネル1で無業であり、パネル2で有業であった妻の公的年金保険加入状況

単位：人

パネル2 \ パネル1	厚生年金	国民年金	共済組合	未加入	無回答	計
厚生年金	16	5	0	3	0	24
国民年金	8	20	0	2	0	30
共済組合	0	1	1	1	0	3
未加入	3	5	0	8	1	17
無回答	0	0	0	1	0	1
計	27	31	1	15	1	75

表5-2 無業者から有業者にかわった妻の公的年金保険加入状況

	新規加入	加入から未加入へ	未加入のまま	既に参加	無回答	サンプル数
パネル1～パネル2	8	6	8	51	2	75
パネル2～パネル3	4	2	5	53	1	64
パネル3～パネル4	9	9	6	75	2	101
パネル4～パネル5	6	3	4	68	3	85
パネル5～パネル6	7	12	7	65	3	94
パネル6～パネル7	6	8	8	69	2	93

次に、前年に正社員以外であったが当年正社員になった人の公的年金保険加入状況の変化を示したのが表6である。パネル1で正社員以外であったがパネル2で正社員になった人は38人で、うち7名が公的年金保険未加入者から加入者になって

いる。他方、この 38 人のうち、パネル1では未加入でパネル2において加入した人は存在しない。パネル2からパネル3、パネル3からパネル4、パネル4からパネル5、パネル5からパネル6、パネル6からパネル7のそれぞれにおいて2-4名が新規に公的年金保険に加入している。逆に加入者から未加入者になったサンプルはパネル5からパネル6にかけて1名であった。

パネル1からパネル7までを合計すると、正社員になったために公的年金保険に加入した人は 21 人いる。ただし、正社員以外から正社員にかわった人の人数は限られ、既婚女性の就業と公的年金保険とが連動しているともいえないのである。

表6 正社員以外から正社員へ切り替わった人の公的年金保険加入状況

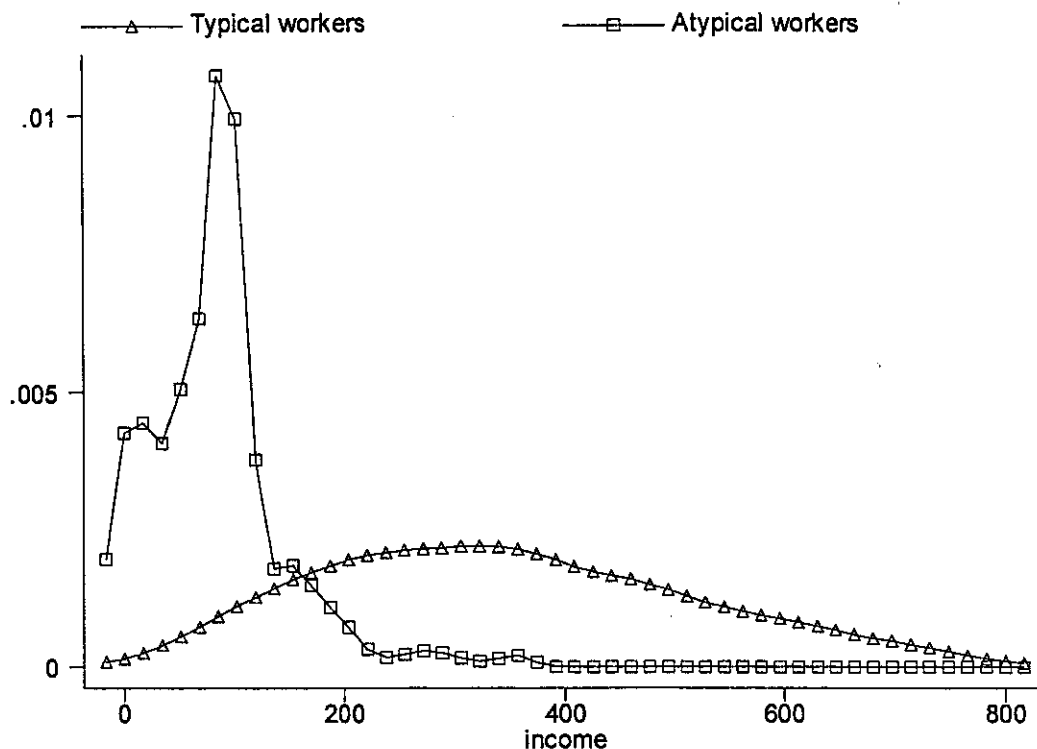
	新規加入	未加入のまま または加入か ら未加入へ**	既に参加して いた	サンプル数
パネル1～パネル2	7	3	28	38
パネル2～パネル3	3	8	53	64
パネル3～パネル4	2	0	22	24
パネル4～パネル5	2	1	20	23
パネル5～パネル6	3	4	115	122
パネル6～パネル7	4	1	16	21

** パネル5からパネル6に加入から未加入へと変化した人が一人含まれている。

一般に正社員以外の就業形態で働いている既婚女性に年金保険料を支出していない人が多いのは、年収を調整しているためであるといわれている。それを直接実証することはできないが、正社員以外の人々の年収分布が正社員のそれとは異なり、特定の値のまわりに集中していることは事実である。

図1は、パネル7より作成したヒストグラムであり、既婚の正社員女性と正社員以外で働いている女性の年収分布を比較している。図中、Typical workers は正社員、Atypical workers はパート、アルバイト、嘱託その他の雇用者である。前者の年収がなだらかに分布しているのに対し、後者の年収は尖度の高い分布となっている。後者において労働供給に何らかの調整が行われている可能性を否定することはできない。

図1 正社員と正社員以外の人の年収分布、既婚女性、1999年



注：縦軸はカーネル密度¹である。

社会保険料控除が正社員以外の雇用者の労働供給に影響を与えているのであれば、そのありかたについては再考が望まれる。

4. 就業形態の多様化と世帯あたり社会支出

以上では、正社員以外の妻の公的年金保険加入状況や負担の状況について分析した。しかし、現在では夫が正社員ではない世帯が増加しており、社会支出の問題を検討する際にはそのような世帯も考慮に入れなければならないのである。

¹ 変数xのカーネル密度はサンプル数をn,任意のbandの幅をhとすると

$$\hat{f}(x) = \frac{1}{h} \sum v_i K\left(\frac{x-x_i}{h}\right) \text{ と書ける。} v_i \text{ は個人 } i \text{ のウェイトである。また } K \text{ の定義は、ここでは}$$

$$K[z] = \frac{3}{4} \left(1 - \frac{1}{5} z^2\right) / \sqrt{5} \text{ である。}$$

ただし、消費生活パネル調査のサンプルには、夫が正社員ではない世帯が 12-19 世帯と少なく²、夫が正社員か非正社員かという区分によって年金保険料の負担状況と比較することは不可能であった。そこで、夫の年金保険料については、職種別に分析する。

消費生活パネル調査では、夫の職種を 12 種類に分けている。それぞれの職種について、租税および社会保険料を支払っていない人の割合を求めたのが表 7 である。パネル 1 とパネル 7 とを比較している。

表 7 租税・社会保険料支出がない夫の割合 (%)

パネル	パネル 1	パネル 7
夫の職業		
農林漁業(自営)	20.0	7.1
農林漁業(家族従業)*	25.0	33.3
小規模(9人以下)の商業・工業・サービス業(自営)	10.5	8.3
小規模(9人以下)の商業・工業・サービス業(家族従業)	9.1	12.9
自由業*	0.0	0.0
管理職	0.0	4.4
専門職	0.0	14.3
技術職	0.0	1.4
教員	0.0	0.0
事務職	1.3	1.2
技能・作業職	3.2	4.4
販売サービス職	1.8	3.0
自宅で賃仕事	0.0	-
無記入	37.5	27.3
全職種平均	3.2	4.1
サンプル数合計	1002	1146

* サンプル数が 10 未満である。

表 7 において、パネル 1 とパネル 7 の共通点としてあげられるのは、小規模(9人以下)の商業・工業・サービス業(家族従業)および専門職の夫に租税・社会保険料を支出して

² 夫がパート、アルバイト、嘱託など、正社員以外の雇用者である世帯数は次のようである。

パネル1:15 パネル2:19 パネル3:12 パネル4:12 パネル5:13 パネル6:13 パネル7:15

いない人が多いことである。このうち、専門職はサンプル数が少なく、パネル1にもパネル7にも14人しかいないため、割合の変化を論じることは適切でないかもしれない。そこで、ここでは小規模の商業・工業・サービス業(自営)の夫のうち、租税・社会保険料を支出していない人の割合を見た。表8に示したように、租税・社会保険料を支出していない人の割合は最も低いパネル5では7%、最も高いパネル6では12%となっている。

表8 小規模の自営業主で、社会保険料を負担していない夫の割合

	租税・社会保険料を負担 していない人の割合 (%)	小規模自営業主 サンプル数
パネル1	10.5	68
パネル2	10.2	88
パネル3	9.6	83
パネル4	6.3	95
パネル5	7.1	112
パネル6	11.7	120
パネル7	8.3	120

社会生活パネル調査では、「小規模の商業・工業・サービス業(自営)」が、いわゆる在宅勤務者や小規模ベンチャービジネスの経営者を含んでいる³。このような「小規模の商業・工業・サービス業(自営)」の人は今後増えていくであろう。彼らが公的年金制度に参加し、その恩恵を受けることができるよう、制度を変革していくことが望まれる。

5. 今後の課題

本研究では、消費生活パネル調査に基づき、公的年金制度への未加入・保険料未納の問題について実態を分析した。その結果、主婦や正社員以外の雇用者になっている既婚女性に公的年金保険未加入者が多く、また従業員9人以下の小規模自営業者の男性の中にも年金保険料を支出していない人が含まれていることがわかった。また、無業の女性が就業するようになって、公的年金保険制度に加入するとは限らない現状や正社員以外の雇用者として働く女性の年収が特定の値のまわりに集中し、年収調整を行っている可能性が否定できないことも明らかになった。

本研究では、主として公的年金保険への加入状況や保険料支出の有無について分析し

³ 社会生活パネル調査の自由業は開業医や弁護士、著述業者など従来型の専門性の高い職種である。

たが、今後は夫婦の就業形態と年金保険料の支出額に関する分析を行い、世代間所得移転の問題について検討するための基礎資料を作成したいと考えている。消費生活パネル調査の分析だけでなく、複数の公式統計からの情報を取り入れ、マクロデータとしても利用できるようなデータベースを作る予定である。

研究要旨：我が国における現行の社会保障制度では、生涯を通じた福祉の受益と金銭的負担という観点から、世代間で格差が大きく、公平性が保れているとは言えない。しかし、それを是正するためには、税の直間比率の変更よりも、経済成長による安定した歳入の確保や少子化の抑制による人口構造の安定性の確保が重要である。

A. 研究目的

生産年齢人口の年齢構造上の相対的な減少や非正規雇用者の増加など雇用形態の多様化に対し、現行の社会保障システムでも実質的に対応できるのかということを検討し、種々のシミュレーションによって、世代間の公平性を確保できる労働市場や社会保障システムを探る。

B. 研究方法

総務省統計局『国民経済計算』、『家計調査』、厚生労働省『所得再分配調査』などを用いた 2000 年から 2050 年までの世代会計の手法によるシミュレーション分析を実施した。

C. 研究結果

1. 2000 年単年では、40～49 歳の世帯主の世帯が年齢属性上、最も純拠出額(負担から受益を減じたもの)が大きく単年で 300 万円を超過していた。
2. ライフサイクル全体を通じてみた場合、30～39 歳の世帯主の世帯が、最も純拠出額が大きく、実質値で約 4720 万円であった。
3. 税の直間比率を現行の 5:5 であるところを仮想的に 3:7 としても、世代間の不公平性は、ほとんど是正されない。

D. 考察

1. 世代間において、静学的にも動学的にも社会保障上の受益と負担の格差が大きい。
2. この不公平性は少子高齢化による、年齢構造上の不安定性に起因する割合が大きい。
3. 政策によって、税の直間比率など歳入構造を表面的に変更してもあまり是正されない。

E. 結論

1. 少子化対策が、長期的には、社会保障の世代間公平性の確保につながる。
2. 労働者のマクロ的に有効な雇用形態の整備や、一人当たり経済成長率の上昇によって安定的な歳入を確保し、所得再分配による対応策をとるほうが世代間公平性の確保には有効である。

高齢化による受益負担の世代間格差について ：世代会計の観点から

和田 光平 (中央大学 経済学部)

1. 世代会計の分析方法について

世代間の受益と負担の関係を分析する手法として世代会計という方法がある。この研究は、人口高齢化のような人口の構造変化が将来の財政負担を変動させるという影響を計量的に把握するという目的から、L. J. コトリコフらが 1980 年代を中心に開発したものである。もともとはマクロ経済学における世代間所得移転や財政政策の効果分析などからそのアイデアを着想し、Kotlikoff(1992)によって理論的な体系化に到達したと言われている。この手法の大規模な適用例としてはアラン・J・アウアバックほか(1998)によって、先進諸国を中心にした国際比較が挙げられる。

日本においても、1996 年の『フィナンシャル・レビュー』における世代会計の特集が企画され、麻生・吉田(1996)論文がそこに所収されているが、これが我が国における最も先駆的で代表的な先行研究の一つとして挙げられる。その後、経済企画庁の審議会報告や経済白書などにおいてもこの世代会計の手法が有効に利用された分析結果が紹介されるようになるほど、この世代会計が一般的な分析手法として認知されるようになってきた。さらに現在では、Bonin(2001)のように、高度に発展させつつ実践的とも言えるな専門書も刊行され、人口や労働市場の構造変化が社会保障や国民負担へ及ぼす影響の推計や財政政策のシミュレーション分析をするうえでは非常に有力な分析手段の一つとなってきた。

とはいえ、この分析手法そのものに関係する理論面あるいは実証面における問題が完全に解決されているわけではない。残存する代表的な問題点としては、世代会計が理論的に想定している分析単位が個人単位であるにもかかわらず、調査あるいはその結果としてのデータにおける制約のために、実証・計量分析に当たっては、実際的には世帯単位でしか把握することができない。概念としては類似していても当然、これらの両者の間には差異が生じるという問題がある。我が国には完全な個人ベースのパネルデータに乏しく、わずかに存在するパネルデータでも現状では大規模なマクロ分析に耐えられるほどのサンプル数と十分な回答項目が用意されているとは言い難い。従って、理論的には個人単位で想定されている分析の枠組みであっても、実際にそれを分析する際には、一般的には、やはり世帯ベース(正確には、世帯主の年齢別世帯ベース)の世代間受益負担を計算される場合が多い。これはデータの制約上やむを得ないと思われるが、この問題を部分的に改善しようと取り組んだ研究として鈴木(1999)があり、今後もさらに改善の余地が残されていると言えよう。

我が国において今年 2003 年は財政再計算の年に当たる。現在のような急速な少子高齢化や労働市場の流動化が進むなか、年金や医療などの社会保障についてはもちろん、最近では、租税収入の直間比率、また所得税控除や夫婦合算課税の議論、育児保険に関する議論などが盛んである。世代会計によって世代間負担と世代間受益の割合を正確に把握することは、その種の議論の基礎的材料としても必須である。それにより世代間の公平性を保ってコンフリクト(摩擦)を回避するための財政政策とは何かということを考える論拠が提示できるものとして、この分析の重要性はますます高まるのではないかと考えられる。

本論文では、その第一歩として、世代会計の手法を用いて、世代(10 毎の出生コーホート)毎の受益と負担に関する 2050 年までのシミュレーションを組んだ結果を示し、もって、今後想定される種々の政策オプションを仮定したシミュレーション分析の基礎的な準備となることを目的するものである。

2. 政府所得・支出勘定

まず、初めに会計構造の現時点を平成 12 (2000) 年とする。その理由は、その年が、国民経済計算など今回の分析に必要なデータ資料がすべて入手可能な最も新しい年度となるからである。政府の 2000 年 (暦年) の所得・支出勘定を示したのが表 1 である。借方に受取、貸方に支払に関する項目を置いたが、この場合、政府を主体としての受取、支払であって、それはすなわち国民にとってはそれぞれ負担、受益ということになる。受取の主な項目としては税や保険料といった国民負担に相当するものである。一方、支払としては経済主体としての政府の消費支出や、国民への補助金や社会給付などがある。これらの勘定の合計は、201 兆 4126 億円ということと両者が一致する。

受取項目について、この後の世代会計の分析における国民負担の按分をするために、税と社会保険料の受取、すなわち、国民にすれば支払額を分けるとするならば、税は 87 兆 3433 億円、社会保険料は 50 兆 7323 億円となる。これら以外はその他とする (表 2)。

3. 2000 年単年における受益・負担構造

ここで、2000 年単年で

みた場合の国民の負担額について、それぞれ一定の合理的な根拠に基づき、世帯主の年齢階級毎に按分してみた。世帯主の年齢階級は、29 歳以下、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60 歳以上という区分をした。これもすべてのデータを満たす最も小さい幅の年齢階級幅が 10 歳区分となるからというもっぱらデータの物理的制約に起因するものである。

まず、社会保険料と間接税については、すべての国民が差別無く同程度に負担していると仮定して、すべての年齢階級毎の世帯数によって按分した。具体的には、社会保険料については、厚生労働省の「所得再分配調査」によって、各年齢別世帯主の世帯の平均支払額にもとづいて按分した。間接税については、総務省の「家計調査」によって、それぞれの世帯主の年齢別世帯に対応した間接税の平均支払額にもとづいて按分した。直接税については、まず法人による支払分と家計による支払分とに区分し、法人分の内訳としては、資本分と労働分を合わせた供給側の要素所得に半分、また製品分の受賞側に半分が転嫁されるとして、法人分の半分づつがまず供給と需要にそれぞれ分けられる。さらに供給分の内訳として、財務省の 2000 年「法人企業統計」のマクロ的労働分配率に基づき、66.5%が資本分へ、残りの 33.5%が労働分へと転嫁されるように分けた。

これらの各年齢別世帯主の世帯へとマクロ的に按分された額の合計を示したものが表 3 である。

受取		支払	
生産・輸入品に課される税(受取)	43,136.1	現実最終消費(現実集合消費)	37,905.8
財産所得(受取)	10,020.7	財産所得(支払)	17,127.5
所得・富等に課される経常税(受取)	44,207.2	補助金(支払)	4,762.2
社会負担(受取)	53,348.7	現物社会移転以外の社会給付(支払)	50,949.1
(1) 現実社会負担	50,732.3	現物社会移転(支払)	48,091.0
a. 雇主の強制的現実社会負担	25,557.2	その他の経常移転(支払)	55,382.7
b. 雇用の強制的社会負担	25,175.1	貯蓄(純)	-12,805.7
(2) 帰属社会負担	2,616.4		
その他の経常移転(受取)	50,699.9		
	201,412.6		201,412.6

資料:平成13年度国民経済計算(93SNA)、総務省統計局

受取		支払	
税	87,343.3	最終消費支出	85,996.8
社会保険料	50,732.3	社会保障給付	50,949.1
その他	63,337.0	その他	77,272.4
	201,412.6	貯蓄(純)	-12,805.7
			201,412.6

資料:平成13年度国民経済計算(93SNA)、総務省統計局

一方、政府の支払、すなわち、国民にとっての受益構造は、この際、すべての年齢階級の世帯へ同程度にもたらされていると仮定して、表2の貸方上の最終消費支出と社会保障給付額の合計、136兆9459億円をすべての年齢階級毎の世帯数に基づいて按分した。それを示したのが表4である。

表3. マクロ経済全体での負担(政府の受取)と受益(政府の支払)
(単位:10億円)

負担内訳(全世帯合計)					直接税負担内訳							
項目	歳入	社会保険料	間接税	直接税	直接税	法人分	資本分	労働分	製品分	家計分	勤労所得税	その他の税
政府部門	138,078	50,732	43,136	44,207	44,207	16,575	2,776	5,511	8,288	27,832	25,722	1,910
家計部門	負担											
全年齢階級	138,078	50,732	43,137	44,207	44,207	16,575	2,776	5,511	8,288	27,832	25,722	1,910
～29	18,332	7,420	6,262	4,651	4,651	2,039	80	793	1,165	2,812	2,432	181
30～39	28,983	11,086	10,278	7,819	7,819	2,755	32	1,164	1,580	4,864	4,528	338
40～49	35,170	13,817	10,818	10,735	10,735	3,875	278	1,441	1,956	7,080	6,572	488
50～59	38,301	13,955	11,365	12,982	12,982	4,344	853	1,459	2,032	8,837	8,041	597
60～	17,290	4,855	4,415	8,220	8,220	3,782	1,533	854	1,575	4,459	4,150	308

表4. 受益(政府の支払)構造

受益内訳(全世帯合計)			
項目	歳入	政府支出	社会保障
政府部門	136,948	85,997	50,949
家計部門	受益		
全年齢階級	136,948	85,997	50,949
～29	20,542	15,153	5,389
30～39	19,613	8,835	10,778
40～49	23,163	10,032	13,131
50～59	27,702	13,034	14,668
60～	45,925	38,942	6,983

4. 一世帯あたりの受益・負担構造と純抛分布

これまでの分析によって、マクロ全体の受益と負担について世帯主の年齢別世帯の構造が明らかとされた。しかし、この段階ではまた、それぞれの世帯主年齢別世帯毎のマクロ的な総計値であるため、これを一世帯ごとの負担と受益構造について計算するため、受益と負担額をそれぞれ対応する世帯数で除した結果が表5および表6である。単位は千円となっていることに注意されたい。また、それら一世帯あたりの負担から受益を差し引いた額、すなわち、純抛出額を計算した結果が表7である。図1は、表5～7を一つにまとめて示したものである。

ここから明らかであるように、29歳以下の世帯主世帯と60歳以上の世帯主世帯では純抛出額が負であり、相対的に多くの受益を享受しているのに対し、30～59歳までの世帯主世帯では、純抛出額が正となり多くの負担が強いとされている。とくに、40～49歳の世帯主世帯が、一世帯で一年あたり約302万円のという最も大きい負担をしているという結果が得られた。

表5. 一世帯あたりの負担(政府の受取)

項目	直接税負担内訳												
	歳入	社会保険料	間接税	直接税	直接税	法人分	資本分	労働分	製品分	家計分	勤労所得税	その他の税	
政府部門	138,078.1	50,732.3	43,136.1	44,207.2	44,207	16,575	2,776	5,511	8,288	27,632	25,722	1,910	
家計部門	負担												
全年齢階級	28,875.2	10,816.2	9,173.5	8,685.5	8,685.5	3,131.6	356.5	1,150.3	1,624.8	5,553.8	5,170.0	383.8	
~ 29	3,048.8	1,234.0	1,041.4	773.5	773.5	339.0	13.3	131.9	193.8	434.4	404.4	30.0	
30 ~ 39	8,267.2	3,162.3	2,931.6	2,173.4	2,173.4	786.0	9.2	331.9	444.9	1,387.4	1,291.5	95.9	
40 ~ 49	8,834.9	3,420.6	2,717.6	2,696.7	2,696.7	923.2	70.0	362.0	491.3	1,773.5	1,650.9	122.6	
50 ~ 59	7,405.4	2,698.1	2,197.3	2,510.0	2,510.0	840.0	184.9	282.1	392.9	1,670.0	1,554.6	115.4	
60 ~	1,118.9	301.2	285.7	532.0	532.0	243.5	99.2	42.3	101.9	288.5	268.6	19.9	

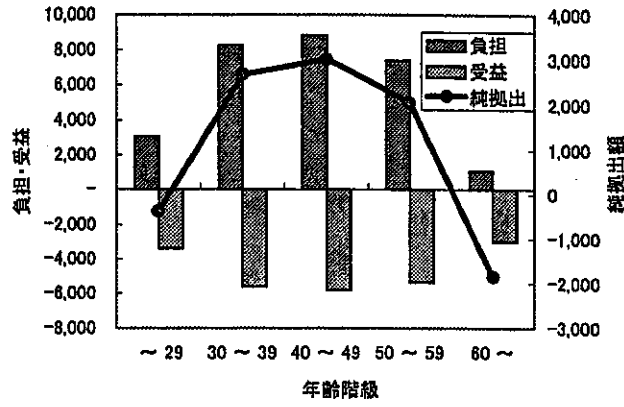
表6. 受益構造

項目	受益内訳(全世帯合計)		
	歳入	政府支出	社会保障
政府部門	138,946	85,997	50,949
家計部門	受益		
全年齢階級	23,158	12,601	10,557
~ 29	3,416	2,520	896
30 ~ 39	5,595	2,520	3,074
40 ~ 49	5,819	2,520	3,299
50 ~ 59	5,356	2,520	2,836
60 ~	2,972	2,520	452

表7. 純拠出分布

年齢階級	純拠出分布		
	負担	受益	純拠出
~ 29	3,049	-3,416	-368
30 ~ 39	8,267	-5,595	2,673
40 ~ 49	8,835	-5,819	3,016
50 ~ 59	7,405	-5,356	2,049
60 ~	1,119	-2,972	-1,853

図1. 負担分布: 2000年単年の負担と受益 (1世帯あたり)



5. 各世代の生涯負担

ここまでの分析は、分析時点を2000年に固定して、単年の受益と負担の構造関係について分析したのであるが、受益も負担も生涯を通じて発生するものであり、それによって公平性を確保することが重要である。そこで、年齢別世帯主世帯の寿命がすべて80年を超えないと仮定し、その生涯純拠出額を算出した。例えば、30~39歳の年齢の世帯主世帯であるならば、残存する余命は最大40年、つまり2040年までに30~39歳の年齢の世帯主世帯がすべて消滅すると仮定する。さらに、同一年齢になれば、同じ純拠出額を引き受けると仮定した。例えば、30~39歳の年齢の世帯主世帯が2010年単年に負担する純拠出額は、ちょうど10年前の40~49歳の年齢の世帯主世帯が2000年単年に負担した純拠出額と同じであると仮定するものである。これを表したものが表8である。右斜め方向で金額が一致していることが確認できよう。

表8. 現存する各年代の各将来年次における名目的負担

年齢階級	~ 29	30 ~ 39	40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~
負担	3,049	8,267	8,835	7,405	1,119
受益	-3,416	-5,595	-5,819	-5,356	-2,972
純拠出	-368	2,673	3,016	2,049	-1,853
2000	-368	2,673	3,016	2,049	-1,853
2010	2,673	3,016	2,049	-1,853	-1,853
2020	3,016	2,049	-1,853	-1,853	
2030	2,049	-1,853	-1,853		
2040	-1,853	-1,853			
2050	-1,853				

(単位:千円)

表9. 各年代の将来年次までの実質的負担(生涯負担)

年齢階級	~ 29	30 ~ 39	40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~
純拠出	3,164.4	4,719.6	2,735.2	-375.4	-3,240.0
2000	-368	2,673	3,016	2,049	-1,853
2010	2,000	2,257	1,534	-1,387	-1,387
2020	1,689	1,148	-1,038	-1,038	
2030	859	-777	-777		
2040	-581	-581			
2050	-435				

(単位:千円)

しかし、この段階ではまだ、名目値のままの金額であるため、これを実質値に変換するため、実質利率と5%、年一人あたりの経済成長率を2%であると仮定した。したがって、現在価値へと変換する割引率は、

$(1.02/1.05)^{(年数)}$ となる。これを基に、各年の実質的

純拠出額を求め、それぞれの単年分の金額が続く9年間も同じであると仮定して、すなわちそれぞれ10倍し、すべての純拠出額を合算したものが、世帯主の各年齢別世帯の将来(消滅)時までの実質純拠出額となる。その結果を示したものが表9である。

これによれば、2000年現在において、30~39歳の世帯主の世帯の負担が最も大きく、その額は生涯を通じて

約4720万円にもなる。これは最も負担の少ない、換言すれば、受益の最も大きい60歳以上の世帯主の世帯と比べると、7960万円の格差が開いていることが分かる。

6. 税制直間比率変更によるシミュレーション

次に、この世代会計の技法と用いて、シミュレーションを試みてみたい。近年、急速な少子高齢化による年金など社会保障への、とくに財源面での深刻な影響が懸念されているところであるが、例えば、現行でおよそそれぞれ50%とされている税の直間比率を、税収の総額を固定して仮に直接税として30%、間接税として70%となるものと仮定した場合の、各世代間の生涯受益と負担がどのように変化するかということシミュレーションに

表10. 直間比率を3:7とした場合のマクロ経済構造
(単位:10億円)

項目	負担内訳(全世帯合計)				直接税負担内訳							
	歳入	社会保険料	間接税	直接税	直接税	法人分	資本分	労働分	製品分	家計分	勤労所得税	その他の税
政府部門	138,078	50,732	81,140	26,203	26,203	9,825	1,848	3,287	4,912	16,378	15,248	1,132
家計部門	138,078	50,732	81,141	26,203	26,203	9,825	1,848	3,287	4,912	16,378	15,248	1,132
全年齢階級	138,078	50,732	81,141	26,203	26,203	9,825	1,848	3,287	4,912	16,378	15,248	1,132
～29	19,052	7,420	8,876	2,757	2,757	1,208	47	470	891	1,548	1,441	107
30～39	30,170	11,088	14,587	4,518	4,518	1,633	19	890	924	2,883	2,684	199
40～49	35,313	13,617	15,333	8,363	8,363	2,178	185	854	1,159	4,186	3,895	289
50～59	37,758	13,955	16,108	7,895	7,895	2,575	506	885	1,205	5,120	4,768	354
60～	15,784	4,855	6,257	4,873	4,873	2,230	909	388	934	2,643	2,460	183

表11. 同一の受益構造

項目	受益内訳(全世帯合計)		
	歳出	政府支出	社会保障
政府部門	138,948	85,997	50,949
家計部門	138,948	85,997	50,949
全年齢階級	138,948	85,997	50,949
～29	20,542	15,153	5,389
30～39	19,813	8,835	10,778
40～49	23,183	10,032	13,131
50～59	27,702	13,034	14,668
60～	45,925	38,942	6,983

表12. 一世帯あたりの負担(政府の受取)

項目	負担内訳(全世帯合計)				直接税負担内訳							
	歳入	社会保険料	間接税	直接税	直接税	法人分	資本分	労働分	製品分	家計分	勤労所得税	その他の税
政府部門全体	138,078	50,732	81,140	26,203	26,203	9,825	1,848	3,287	4,912	16,378	15,248	1,132
家計部門	138,078	50,732	81,140	26,203	26,203	9,825	1,848	3,287	4,912	16,378	15,248	1,132
全年齢階級	138,078	50,732	81,140	26,203	26,203	9,825	1,848	3,287	4,912	16,378	15,248	1,132
～29	3,168	1,234	1,476	458	458	201	8	78	115	258	240	18
30～39	8,608	3,182	4,155	1,288	1,288	486	5	197	284	822	766	57
40～49	8,871	3,421	3,852	1,598	1,598	547	41	215	291	1,051	979	73
50～59	7,300	2,698	3,114	1,488	1,488	498	98	187	233	990	921	68
60～	1,021	301	405	315	315	144	59	25	80	171	159	12

表13. 同一の受益構造

項目	受益内訳(全世帯合計)		
	歳出	政府支出	社会保障
政府部門	138,948	85,997	50,949
家計部門	138,948	85,997	50,949
全年齢階級	138,948	85,997	50,949
～29	3,418	2,520	896
30～39	5,595	2,520	3,074
40～49	5,819	2,520	3,299
50～59	5,358	2,520	2,838
60～	2,972	2,520	452

表14. 純拠出分布

年齢階級	純拠出分布 (単位:千円)			
	負担	受益	変更後	基準ケース
～29	3,168	-3,418	-248	-388
30～39	8,608	-5,595	3,011	2,673
40～49	8,871	-5,819	3,052	3,016
50～59	7,300	-5,358	1,944	2,049
60～	1,021	-2,972	-1,951	-1,853

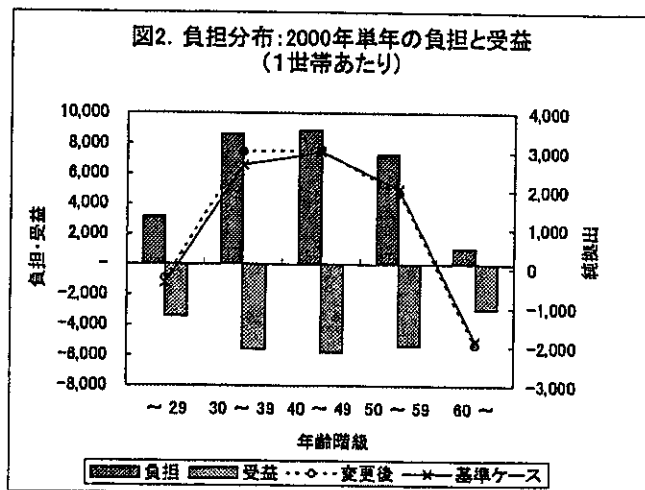


表8. 現存する各年代の各将来年次における名目的負担 (単位:千円)

年齢階級	～29	30～39	40～49	50～59	60～
負担	-3,049	-8,287	-8,835	-7,405	-1,119
受益	3,418	5,595	5,819	5,358	2,972
純拠出	368	-2,673	-3,016	-2,049	1,853
	2,000	368	-2,673	-3,016	-2,049

よって計算してみた。一連の表の見方については、これまでの分析と同様であるので説明は省略する。

表 14 は、これまでの分析結果である基準ケースと今回のような直間比率の政策的な変更があった場合のケースについて比較したものである。結論としては、税の直間比率を変更したところで、世代間の受益と負担の不公平性はほとんど改善されず、それどころか、生涯を通して見た場合、とくに 30~39 歳の世帯主世帯の負担をさらに増大させる一方、60 歳以上の世帯主世帯の受益をさらに増大させる結果となってしまう、かえって逆効果であることが明らかとなった。それよりも、生涯純拠出額を算定する際に一定の仮定を置いたことから分かるように、全体的な経済成長率を上昇させることで、世代間の不公平性は依然残存するけれども、負担の減少、受益の増大を図るほうが、マクロ経済全体からしてもそれぞれの世帯、個人の観点からしても望むべき方向といえるのではないだろうか。

7. 今後の課題

今後は、とくに労働者の正規雇用あるいは非正規雇用などの就業状態別による社会保障の受益負担関係についての分析や、高齢労働者や女性労働者の割合の上昇に伴う社会保障システムの構築に関わる分析をするうえで必要な世帯内部の世帯構成員の就業状態に関する分析と関連付けるようなマクロ世代会計の分析へと進め、現在、非常に流動的な労働市場にあって、それぞれの労働者にとって中立的な政策とはどのようなものであるのかということを、とくに世代会計の手法によって世代の受益と負担に関する公平性という観点から分析を進める予定である。

〔参考文献〕

- Auerbach, Alan J. and Laurence J. Kotlikoff (1987) *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge University Press.
- Bonin, Holger (2001) *Generational Accounting : Theory and Application*, Springer.
- Kotlikoff, Laurence J. (1992) *Generational Accounting : Knowing Who Pays, and When, For What We Spend*, New York : The Free Press. (邦訳『世代の経済学』香西泰監訳、日本経済新聞社 (1993))
- アラン・J・アウアバック、ローレンス・J・コトリコフ、ウィリー・リープフリッツ (1998) 「世代会計の国際比較」日本銀行金融研究所『金融研究』12月。
- 麻生良文・吉田浩 (1996) 「世代会計からみた世代別の受益と負担」大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』March。
- 鈴木玲子 (1999) 「個人別世代会計による受益と負担の分析：世代間移転構造からみた財政の問題点」JCER Discussion Paper, No. 59 12月。